

伊勢市農業委員会 第199回 総会議事録

日 時	令和4年7月15日（金）14時00分～15時06分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    6番 神廣 敏夫    7番 中澤 利吉</p> <p>8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行    10番 中西 正平</p> <p>12番 山口 和男    13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信    16番 奥野 隆史    17番 岩尾 昭</p> <p>18番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>5番 川端 善宏    11番 北村 安弘    19番 森北 雅博</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	3番 吉田 保    12番 山口 和男
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>4. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）</p>

<p>議 長</p>	<p>5. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第199回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は16名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 3番の吉田 保さん 12番の山口 和男さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、内訳といたしまして、田が7筆5,232㎡、畑が1筆723㎡の計8筆5,955㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は黒瀬町の田2筆と畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地1筆と農業振興地域外農地2筆でございます。現地調査の結果、【542、584-1】は耕作地、【570】は遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらは贈与でございます。受人は一色町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 汐合大橋より北へ380mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番と4番、こちらは売買でございます。譲受人が同一のため併せて説明します。受人は小俣町湯田の田3筆と小俣町新村の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田及び新村地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、【湯田21-1、135-1、新村236-1】は耕作地、【湯田131-1】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された2番は、申請書に所有権移転後、葦を刈り土入れ起耕後に果樹を植える旨が、4番も受人所有の田の隣地であり、田として耕作していく旨がそれぞれ記載されておりましたので、事務局としては適正であると判断いたしました。さらに、3、4番の受人においては、以前から小俣町宮前488-1の農地復旧が必要な方であるため、引き続き現地確認を行ったところ、9割方復旧されておりましたので、営農計画書の提出を求めるべきとの判断をされました。事務局において、提出された計画書の内容等を確認し、必要に応じて聞き取りを行い、適正であると判断いたしました。

	<p>議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が3筆628㎡、畑が1筆560㎡の計4筆1,188㎡でございます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番、申請者は一色町の田3筆と一体利用地(所有の宅地1筆45.47㎡)をあわせて、住宅 平屋建て1棟 建築面積77.42㎡と倉庫及び進入路としたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 一色保育園より東へ80mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、倉庫及び進入路として亡き父親が昭和53年10月頃に完成してしまつたとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となり、住宅敷</p>

地分のみ遊休農地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。

2番、申請者は上地町の畑1筆の内560㎡を、農業用倉庫1棟と駐車場4台分及び資材置場としたいとの申請にごさいます。申請地は上地町地内 関蟬麻呂神社より南へ220mに位置する農用地区域内農地にごさいます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でごさいますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

議 長

議案第2号の説明は、以上でごさいます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでごさいますので、2号議案を許可いたしたいと思ひますが、ご異議ごさいますせんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでごさいますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は21件、内訳といたしまして、田が14筆 9,227.46㎡、畑が21筆 9,299㎡の計35筆 18,526.46㎡です。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は神社港の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に一色町で道路交通安全施設の設計施工業等を営む有限会社ドロイング伊勢 代表取締役 川端 剣太郎さんに貸し出す資材置場としたいとの申請でございます。申請地は神社港地内 神社港共同墓地に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は、神社港の畑3筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積72.32㎡と車庫 建築面積50.54㎡及び進入路としたいとの申請でございます。申請地は神社港地内 神社港共同墓地に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は33%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。なお、水路を加工しなければ敷地へ進入できない土地のため、許可後に申請することで、担当部署とは調整済みでございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人である曾祢2丁目で不動産業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光さんが、馬瀬町の田1筆を譲り受けて、建売住宅8棟 建築面積計741.92㎡と道路等としたいとの申請でございます。申請地は下野町地内 下野公園より北西へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は38%、排水は、東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして、本案件は転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。なお、既に開発許可が下りていることからお認めいただきま

したら、本日付で許可したいものでございます。

4番、こちらも売買でございます。受人は下野町の田3筆を譲り受けて、所有権が移転した後に御菌町新開で菓子製造業を営む松屋製菓株式会社 代表取締役 濱口 智さんに貸し出す駐車場20台分としたいとの申請にございます。申請地は下野町地内 下野公園より南西へ90mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、先代が昭和48年頃に鶏糞干し場にしてしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となりますが、一部が遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロック及び柵板を設置するとのことでございます。

5番、こちらも売買でございます。受人である四日市市羽津中2丁目で太陽光発電事業を営むスマートコミュニティシティ株式会社 代表取締役 山下 友和さんが、大湊町の田3筆と現況畑の2筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積2,112.33㎡としたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 明神ポンプ場より北西へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、【198-1】 荒廃農地、残り4筆は耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この7月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところですので、お認めいただきましたら、本日付で許可したいものでございます。

6番、こちらも売買でございます。受人は一色町の田2筆を譲り受け、駐車場3台分及び進入路としたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 一色保育園より南東へ220mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらは贈与でございます。受人は、田尻町の田1筆を譲り受け、近隣住民への貸駐車場5台分としたいとの申請にございます。申請地は田尻町地内 田尻町民会館より西へ70mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人は津村町の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積54.82㎡とガレージ 建築面積42.02㎡としたいとの申請でございます。申請地は津村町地内 園相神社より南西へ120mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9番、こちらは使用貸借でございます。祖父母名義の磯町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積110.13㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は磯町地内 磯つつじ公園より北東へ70mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10番、こちらは売買でございます。受人である御菌町高向で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、野村町の畑1筆を譲り受けて、建売住宅4棟 建築面積計264.96㎡と道路211.16㎡の実測所要面積計1,404.31㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より南へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は北側既設下水道または合併浄化槽をへて南側新設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

11番、こちらは使用貸借でございます。祖父名義の上地町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積112.20㎡とカーポート 建築面積27.09㎡及び進入路としたいとの申請でございます。申請地の面積が530㎡となっており、三重県農業会議が定める500㎡以下を上回っておりますが、進入路79.31㎡を含むため問題ございません。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より北東へ320mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。



12番、こちらは賃貸借でございます。申請者は上地町の畑1筆の内125㎡を、農業用倉庫1棟としたいとの申請でございます。申請地は小俣町本町地内 上久保公園より南へ330mに位置する農用区域内農地でございます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで南側既設排水路へ放流とし、被害防除として柵板を設置するとのことでございます。

13番、こちらは売買でございます。受人は中須町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積96.88㎡としたいとの申請でございます。申請地は中須町地内 坂東公園より北西へ150mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は35%、排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

14番、こちらでも売買でございます。受人は二見町山田原の畑2筆を譲り受け、車両置場及び通路としたいとの申請でございます。申請地は二見町山田原地内 山田原公民館より南へ80mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのことでございます。なお、通路として申請している部分は、既に市道認定されており、所有権移転後に市へ寄付することが担当部署と調整済みでございます。

15番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市小片野町で不動産業を営む 株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、小俣町宮前の田3筆を譲り受けて、分譲宅地8区画 1,900.06㎡、道路等 348.22㎡の実測所要面積計2,248.28㎡としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より西へ80mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。

排水は南側及び北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件にも該当するものをごさいます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをごさいます。

16 番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町宮前の田 1 筆を譲り受けて、住宅平屋建て 1 棟 建築面積 120.65 m<sup>2</sup>としたいとの申請にごさいます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より西へ 30m に位置する第 3 種農地にごさいます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は 33%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

17 番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市湊町で不動産業を営む株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高さんが、小俣町湯田の畑 3 筆を譲り受けて、建売住宅 8 棟 建築面積計 490.24 m<sup>2</sup>と道路等 585.66 m<sup>2</sup>の実測所要面積計 2,462.84 m<sup>2</sup>としたいとの申請にごさいます。申請地は小俣町湯田地内に点在する第 3 種農地にごさいます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 26%、【323、324】の排水は南側既設下水道へ、【341-1】の排水は西及び北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。そして、本案件は転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えることから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものをごさいます。なお、既に開発許可が下りていることからお認めいただきましたら、本日付で許可したいものをごさいます。

18 番、こちらは使用貸借でございます。義父名義の小俣町本町の畑 1 筆を借り受けて、借人が申請地を宅地造成したいとの申請にごさいます。通常農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より南へ 90m に位置する第 3 種農地にごさいます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロ

ックを設置するとのことをごさいます。

19番、こちらは売買でございます。受人は御菌町高向の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積151.13㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 国道23号高向交差点より南西へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は41%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

20番、こちらは賃貸借でございます。借人である御菌町長屋で不動産業を営む有限会社大西テナント 代表取締役 大西 久規さんが、御菌町長屋の畑1筆を借り受けて貸駐車場32台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢みそのショッピングセンターより南西へ230mに位置する第3農地にございます。排水は西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

21番、こちらは売買でございます。受人である御菌町高向で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、御菌町小林の畑1筆を譲り受けて、建売住宅4棟 建築面積計238.48㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 王中島墓地より北へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は南側及び北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

出口委員	5番について、197-2の登記地目が用悪水路で現況が畑になっていますが、もともと水路だったところを畑に取り込んでしまったところでしょうか。また、水路だった形跡は残っているのでしょうか。
係長	現場を見た限りでは水路だった形跡はわかりませんでした。
出口委員	おそらく畑として取り込んでしまったところかとは思いますが、用悪水路であれば旧内務省、今の財務省の所管の土地ではないでしょうか。
係長	登記簿は本件の渡人の森さんの名義になっていました。
出口委員	個人名義の用悪水路なら、水路として機能しなくなるなどして地域の中でこの水路はもういらぬということになっているのでしょうか。
係長	公図上では北側に197-3がありまして、南は197-1、その間に197-2が挟まれています。
局長	197-2に隣接する東側が127-3の原野になりますが、その向こうに伊勢市の名義の水路があります。敷地の周りはこの水路があります。ただ、この水路は流れていく先がどこにもありません。
係長	197-2の南北は渡人の森さんの土地で、西側も森さんと外1名の共有名義の土地になっています。地域の水路として今後機能する見込みはないと思われます。
出口委員	逆に登記上の地目が用悪水路で農地でないのならば転用申請の対象にはならないのではないのでしょうか。
係長	今回は三重県農業会議の諮問案件になっていたのが農地としての扱いから外したほうがよいか確認をしましたが、現況が畑であれば転用許可の対象になるとの回答でした。
議長	ほかにございませぬか。

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。そして、3番、17番は開発案件であります、開発許可と同日付での許可日が本日となりました。なお、10番、15番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は5件、内訳といたしまして、田が2筆 815㎡、畑が3筆 746㎡の計5筆 1,561㎡です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、黒瀬町の畑1筆で現況は山林でございます。こちらは昭和58年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>2番、一色町の田1筆で現況は宅地でございます。</p> <p>こちらは昭和49年に工場を建築し、その後昭和58年に作業場を増設し利用していたとのことで、納税通知書の写を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p>

3番、一色町の田1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和61年に農業用倉庫を建築し、その後店舗に改築し利用していたとのことで、建物登記簿謄本を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。

4番、栗野町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和58年に農業用倉庫を建築し、利用していたとのことで、固定資産課税証明を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。なお、願い出人は提出後に亡くなりましたが、願い出自体は有効なものとして取り扱います。

5番、鹿海町字北岡の畑1筆で現況は山林でございます。

こちらは昭和58年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証

明願については、これを承認し、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
（農林水産課）

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は73件で、田が109筆の126,103.6㎡、畑が22筆の18,250㎡、計131筆の144,353.6㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇2ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の4,922㎡。

◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が7件で、田が3筆の1,976㎡、畑が7筆の4,308㎡、計10筆の6,283㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が5件で、田が6筆の6,738㎡、畑が1筆の1,697㎡、計7筆の8,435㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の1,548㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が29件で、

田が48筆の55,460.3㎡、畑が6筆の5,211㎡、計54筆の60,671.3㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が29件で、

田が48筆の55,460.3㎡、畑が6筆の5,211㎡、計54筆の60,671.3㎡。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の1,823㎡。

以上件数は73件で、田が109筆の126,103.6㎡、畑が22筆の18,250㎡、計131筆の144,353.6㎡でございます。転貸抜きの件数は44件で、田が61筆の70,643.3㎡、畑が16筆の13,039㎡、計77筆の83,682.3㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について  
……2件(説明内容記録省略)
2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
……1件(説明内容記録省略)
3. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……22件(説明内容記録省略)
4. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)  
……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。



<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>7月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月27日（水） 川端 善宏 委員、 中西 重喜 委員</li> <li>・7月28日（木） 吉田 保 委員、 北村 安弘 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第199回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_